

## 宇宙政策委員会の運営について

平成 24 年 7 月 31 日

宇宙政策委員会(以下「委員会」という。)の運営については、宇宙政策委員会令(政令第186号)第 9 条において、「この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要なことは、委員長が委員会に諮って定める。」こととなっていることから、本政令に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 議事の公開について

#### (1) 審議の内容等の公表

議事は原則として非公開とする。委員会における審議の内容等を、委員会終了後、遅滞なく、プレスブリーフィングを行う。

#### (2) 議事要旨

委員会の終了後、速やかに、委員会の議事要旨を作成し、これを公表する。

#### (3) 議事録

委員会の議事録を作成し、各委員に諮った上で、一定期間を経過した後、これを公表する。

### 2. 配付資料の公開について

委員会で配布された資料は、原則として、委員会終了後速やかに公開する。

### 3. 運営事項について

前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。